

## 高知県教育委員会 会議録

平成27年8月定例委員会

場所：教育委員室

### (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成27年8月25日(火) 14:00

閉会 平成27年8月25日(火) 14:47

### (2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

### (3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	教職員・福利課長	笹岡 浩
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課課長補佐	泉 千恵
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	大西 雅人
〃	教育センター所長	下司真由美
〃	教職員・福利課企画監	戸田 京子
〃	教育政策課課長補佐	橋本 卓夫
〃	教育政策課教育企画担当f-7	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子 (会議録作成)

#### (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

##### 【冒頭】

委員長 8月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 付議第1号及び第2号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第1号及び第2号を非公開の取扱いとする。

##### 【報告第1号 平成28年度県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科書の採択について(高等学校課)】

○高等学校課長及び特別支援教育課長 説明

○質疑

委員長	同じ教科書会社のものでレベルの違う教科書がある。会社名だけでは判断できない。
事務局	各学校が生徒の実態に合わせて教科書を選定している。基本的に毎年替えるものではないが、状況によっては替える学校がある。学校が選定したものを県教委事務局でチェックしたところ問題はなかった。
委員長 事務局	中学校の社会のように、今回の採択において問題になるようなことはないか。どの教科書も基本的に同じ内容について書かれており、極端に方向性が違うものはなく、生徒の実態にあった適切なものが採択されていると考えている。
委員	教科書によって検定済年が違うのはなぜか。教科書は一斉に検定されるのではないのか。
事務局	検定後に修正し、また検定を受けるということが基本となる。
委員	今年度、内容が大きく変わった教科書はあるのか。
事務局	基本的には変わっていない。本年度、全学年が新教育課程になったが、これまでの移行の過程で少しずつ修正をしており、今年については大きな修正はない。
委員	昨年度と大きく教科書を替えた学校はないか。
事務局	ほぼ同じ教科書である。大きく方針が変わった出版会社がなく、生徒の実態も大きく変わっていないためである。
委員長	高校の低学力層(D <sub>3</sub> )対策のために教科書を替えたということはないか。D <sub>3</sub> 層の生徒は義務教育段階の内容でつまずきがあるので、教科書は幅広い学力層に合うものを使い、補力補習や放課後の対応、習熟度の授業の中での対応というかたちで、個に応じてプラスして対応をしている。教科書を替えるということではなく、教科書は基本的なレベルのものにしておき、学力的に厳しい生徒には個別対応をしているという現状がある。

委員長 事務局	副教材については教育委員会への届出がしているのか。 届出はある。昨年度の9月補正予算で、系統的に小学校に戻っていくような数学Ⅰの副教材を作成し、授業とリンクさせながら学び直しをしていくことに各校順次取り組んでもらっている。数研出版に委託し、こちらのイメージを伝えて副教材を作ってもらった。数Ⅰの基本例題を学習する際、中学校、小学校と、元へ元へと戻れるような体系的な教材を作ってもらい、全一年生に配布、活用してもらっている。D <sub>3</sub> 層の中にもいろいろな生徒がいるので、一律にこの層の学力を上げるというより、個々の学力を上げるためにはどうすればいいのかということを考えていかなければならない。また、それぞれの学校に幅広い学力層の生徒が入学しているの、高等学校教育でも一律には教え切れない。特に数学や英語についてはそういうところがあるので、できるだけきめ細かく対応していく必要がある。また、この春から学習支援員を増員する予算をいただいているので、それもリンクさせている。
委員長 事務局	対症療法的に教材を作るというよりは、根本的な問題として、高校入学段階までに学力差を減らすということをやらなければならないのではないのか。 入学してきた生徒への対応と、入学するまでの生徒への対応の両方いる。その意味で中学校と高校が連携しながらやっていかなければならないということは大いにある。
委員 事務局	普通科の生徒の年間の教科書代はどれくらいか。 14,000～15,000円くらいである。
委員 事務局	副教材も含めてか。 買わせている学校もあるし、そうでない学校もあるが、合わせてそれくらいである。
委員長 事務局	高校は教科書代がしているわけか。 ただし、就学支援金制度があり、所得が低い世帯の教科書代等は給付型奨学金を支給している。昨年度の1年生、今年度の1・2年生については対応している。
委員長 事務局	特別支援学校の中で、教科書に該当するようなものを作成することもできるのか。 教員がその生徒に応じた教材を作成して使用する場合もある。
委員長 事務局	その場合、審議会にかけるとか。 自作教材は特に審議会にはかけない。
委員長 事務局	高等学校は学校設定科目を作ることができるが、その教科書は高校で作るのか。 それが「平成28年度学校教育法附則第9条に係る教科用図書採択一覧（高知県立高等学校）」という資料に示しているものである。基本的には学校設定科目でも、出版されている本、場合によってはその趣旨を踏まえた教科書を使い、自作のものの届け出はない。
委員長	高等学校ではかなり弾力化されているが、教科書以外のものは勝手に作ってはいけないということにもなっている。作ったら作ったで県教委に届け出て

事務局	審査を受けるなど、何らかの手続きがあるわけである。 「第9条に係る教科用図書」については、必ず県教委に届出し、県教委で審査をしてそれが適切かどうか確認のうえ承認することになっている。
-----	--

【付議第1号 高知県産業教育審議会委員の任命議案（高等学校課）】

- 高等学校課長 説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第2号 高知県いじめ問題調査委員会委員の委嘱議案（人権教育課）】

- 人権教育課長 説明
- 質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号及び第2号 原案どおり議決